

五月九日——かくして新本部員の手に依り、實行委員會召集され、全嘆願條項を整理し、各支部一項目に制限し、大回
は六月五日と決定、茲に對本部の和解なり直ちに聲明書を發表した。

七月二十七日——▼嘆願回答對策實行委員會開催され、各支部提出の項目を左の通り整理縮少した。

1、採用規程第十條の徹底的改正。2、配遇者父母死亡の場合休暇を附與する事。3、單車手当を支給されたし。4、女
車掌に生理休暇を附與せられたし。5、臨時傭制度の撤廢。

以上然して提出の時期は相當の技巧を要するに付き本部一任とし、運動方法は大家を奮起せしむべくアジ・プロシ、總會
演説會の開催を行ひ、具体方法を本部に一任した。尙嘆願回答對策闘争委員會及實行委員會はすでに其の任務を果したるに
依り茲に其の解体を決議し、即時解体を行つた。

八月二日——▼執行委員會は嘆願闘争を局内共同闘争委員會の下に活動する事を決定し、其の後闘争は局内共同委員會の
手に移り、八月十五日の局内共同委員會は左の如く再嘆願項目を整理した。

1、採用規定第十條徹底的改正の件。2、公傷等差撤廢及殉職者家族扶助別途支給の件。3、臨時傭制度の撤廢。4、女
子従業員生理休暇五日附與の件。5、諸手当獎勵金本給繰入の件。6、配遇者父母死亡の場合休暇附與の件。7、歳首勞
働條件低下反對。以上。

かくして闘争具体化の爲め、ピラの發行、聯合擴大中央委員會の開催を決議した。八月十六日神戸市電代表來り、神戸市
電も嘆願提出に關しては同一歩調を取る事を誓ふ。

八月二十二日——▼局内四組合聯合擴大中央委員會は、九條青年會館に開催され、神戸市電の代表をも加へ、八ヶ條の嘆
願項目を決議し、同時に闘争基金の積立を決定し、演説會を開催して盛會裡に閉會した。

九月十九日——▼局内共同闘争委員會は聯合擴大中央委員會の後を受けて開催せられ、對市共同闘争委員會の提唱を決議
し、時期及具体運動方法を決定した。

十月十六日——▼築港八島館に於て共闘地區合同總會の火蓋は切られ、遠藤君の停年減音問題も取り入れ大いに大衆の氣
勢をあふつた。

修養團脱團闘争

十二月九日——▼中央委員會開催せられ、去る十一月大會の決議に依り、修養撲滅の具体的實行方法として、一齋脱團を
決議して各支部其の實行に入る事となつた、かくして各支部に於ては代議員會又は組總會の開催に依り、春日出につく都島
築港、鶴町の順に一齋脱團を執行し、今里、天王寺に於ても代議員會の決議を見るにいたつたのである。

其の後當局に於ては除隊的に修養團の再建を計つたが、ピラに傳單に、行動に、大衆的ポイコットに各支部闘士の果敢な
る闘争に依つて遂に今日の如く致命傷を與へるにいたつた。

メーデーに關する闘争

四月十日——▼執行委員會に於てメーデーの總指揮を受諾する事となり、宇田誠一君に決定、同十八日メーデー準備の委
員會開催、挨拶者に自従の松田君、第一部隊長今井君、部隊監督各執行委員、連絡係小野君と決定、一般動員指令を直ちに
發行した。

四月二十七日——▼メーデー對策の執行委員會を開き、本部旗手、書記一任、動員數に依り支部の順位をきめて行進する
事、部隊長及連絡員は解散後集合する事を決定、

かくて五月一日メーデーには、春日出百五十名、都島百四十名、築港百二十名、鶴町八十名、天王寺、今里、梅田を合し
て六十名、計五百五十名の動員を行ひ、メーデーの先頭部隊として、官憲との衝突に本、支部旗を始め全部の長流旗、四十
名の隊員を奪はれながら雨中のデモを勇敢に執行し、我が自助會創立以來未曾有の成功裡に闘ひ抜いた。

共済組合評議員選舉闘争

我が自助會に於ては組合幹部の活動を自由敏速ならしめる方法として従來共済組合の評議員を支部長副支部長に兼任せし
めて來たが、其の目的は、評議員が組合幹部を兼任するのであるが絕對になく戰闘的な共済組合の幹部が其の活動の促進の上と
協動的な共済組合をして本當の吾々の機關とし、自主化する爲めの勞働組合幹部の評議員兼任であるのである。然るに従來